

○ 選挙公報の情報の選挙人（有権者）への早期の提供

1 行政相談委員意見の内容

選挙公報は公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号、以下「法」という。）第 170 条により、選挙の期日前 2 日までに配布するものとされている。

一方、期日前投票は法第 48 条の 2 第 1 項により、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができることとされている。

私は、平成 28 年 7 月 10 日を選挙の期日とする第 24 回参議院議員通常選挙において、7 月 7 日から 11 日まで所用により留守にする予定であったため、期日前投票（期間：6 月 23 日から 7 月 9 日まで）を利用して 7 月 3 日に投票したが、私が期日前投票した時点では選挙公報が配布されていなかったため、候補者がよく分からないまま投票してしまった。

その後、私の居住地において選挙公報が配布されたのは法に定めるとおり、選挙の期日前 2 日の 7 月 8 日であったことが分かったが、期日前投票を利用せざるを得ない者に配慮し、期日前投票開始日に合わせて選挙公報を配布するようにしてほしい。

(注) 行政相談委員から提出された行政相談委員意見である。

期日前投票制度は平成 15 年に導入されているが、これまでに上記と同趣旨の行政相談委員意見は他に 4 件、行政相談の申出が 9 件寄せられている。

なお、内閣府大臣官房政府広報室が実施している国政モニター制度においても、平成 27 年度に国政モニターから提出された意見の中に、次のとおり、「期日前投票に間に合わない公報の配布について」とするものがある。

この意見に対する総務省（自治行政局）の回答においては、「選挙公報は、選挙人が立候補者の情報を得る重要な媒体の一つと考えております。印刷誤りや配布漏れなどがないよう十分に注意した上で、選挙公報発行事務の迅速化を図り、可能な限り早期に配布を完了できるようにするとともに、HP への掲載等による情報提供について、引き続き各選挙管理委員会に要請してまいります。」との説明がある。

上記の国政モニターに対する回答について、総務省自治行政局から、「後述 5 の意見で述べるとおり、所要の対応を行う際には、正確かつ慎重な対応が求められる。」との補足説明があった。

図1 【国政モニターからの意見と総務省の回答】

内閣府大臣官房政府広報室「国政モニター」平成27年度意見

内閣府大臣官房政府広報室「国政モニター」より転載、下線は当班において付記した。

期日前投票に間に合わない公報の配布について

選挙における投票を行うにあたって、候補者の経歴や写真並びにもっとも大切な公約を掲載する広報は言うまでもなく重要なものです。公職選挙法第170条において「各世帯に選挙の期日前2日前までに配布するものとする」と規定されております。過去に自治体役員であった私は、広報を全戸に配布しましたが、そもそも選管（市役所）から届くのが遅すぎるのです。2003年より始まったとされる期日前投票制度ですが、10年以上が経過しているというのに未だに改善されない理由と、広報を確認しないままに投票をしなければならない現状に対して対策を検討しているという事であれば教えて戴きたいです。公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までに投票ができる期日前投票制度は作ったが、広報を確認してから投票したい人は届くまで待つて下さいという考えではない事を期待したい。国民が国政に対し声を上げられる唯一の機会なので、真剣な御検討を賜りたく存じます。

期日前投票に間に合わない公報の配布について(回答:総務省)

選挙公報は、立候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した文書で、国政選挙時等において発行されるものであり、立候補届受理後に印刷・配布を行うこととなるため、ご指摘のとおり、期日前投票開始日までに選挙人の手元に届かない事例があると承知しています。

期日前投票制度は、選挙人の利便性向上を図るため、選挙当日に用事等がある方が、公示日又は告示日以後に選挙当日と同様に投票を行うことができる制度として導入されたものであり、選挙公報による選挙情報が届かない場合においても、投票が可能な仕組みとなっております。

なお、選挙公報が配布されお手元に届くまでの間でも、印刷原稿の確定以降、各選管によってはHPに掲載したり期日前投票所に備え付けたりしている場合もございますので、お住まいの選挙管理委員会にご確認ください。

選挙公報は、選挙人が立候補者の情報を得る重要な媒体の一つと考えております。印刷誤りや配布漏れなどが無いよう十分注意した上で、選挙公報発行事務の迅速化を図り、可能な限り早期に配布を完了できるようにするとともに、HPへの掲載等による情報提供について、引き続き各選挙管理委員会に要請してまいります。

- (注) 1 内閣府の資料に基づき作成
2 下線は当局が付したものを。

2 期日前投票の利用状況等

(1) 期日前投票の利用状況

期日前投票の利用状況についてみると、全投票者数に占める期日前投票者数の割合は、制度創設直後の国政選挙である平成 16 年の参議院議員通常選挙では 12.37% (5,799 万人中 717 万人) であったものが、平成 28 年の第 24 回参議院議員通常選挙では 27.52% (5,809 万人中 1,599 万人) に増加している (表 1 参照)。

また、期日前投票の投票率 (期日前投票者数の選挙当日有権者数に占める割合) についても、同様に 7.00% (10,251 万人中 717 万人) から 15.05% (10,620 万人中 1,599 万人) と伸びている (表 2 参照)。

このように期日前投票の利用者数は増加する傾向にあり、今後も、商業施設等への期日前投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力的設定等の利便性の向上が図られていくことが見込まれ、利用者は増えていくことが想定される。

表 1 期日前投票者数の全投票者数に占める割合
(衆議院小選挙区及び参議院選挙区)

(単位：人、%)

| 選挙 | 全投票者数 (a) | 期日前投票者数 (b) | 期日前投票者の割合 (b/a×100) |
|---------------|--------------|----------------|------------------------|
| 参議院 (H28. 7) | 58,094,005 | 15,987,581 | 27.52 |
| 衆議院 (H26. 12) | 54,743,087 | 13,152,985 | 24.03 |
| 参議院 (H25. 7) | 54,798,927 | 12,949,173 | 23.63 |
| 参議院 (H16. 7) | 57,990,757 | 7,171,390 | 12.37 |

- (注) 1 参議院 (H28. 7) 及び衆議院 (H26. 12) に係る全投票者数及び期日前投票者数は平成 29 年 1 月に総務省選挙部が公表した「目で見る投票率」による。
- 2 参議院 (H25. 7) の期日前投票者数は平成 28 年 7 月 10 日発表の第 24 回参議院議員通常選挙期日前投票の最終結果 (選挙期日前日現在) による。
- 3 参議院 (H25. 7) の及び参議院 (H16. 7) の全投票者数、参議院 (H16. 7) の期日前投票者数は平成 26 年 6 月 16 日開催の第 2 回投票環境向上方策等に関する研究会資料による。

表2 期日前投票者数の選挙当日有権者数に占める割合（期日前投票の投票率）
（衆議院小選挙区及び参議院選挙区）

（単位：人、％）

| 選挙 | 選挙当日有権者数 (a) | 期日前投票者数 (b) | 期日前投票者の割合 (b/a×100) |
|-------------|-----------------|----------------|------------------------|
| 参議院(H28.7) | 106,202,873 | 15,987,581 | 15.05 |
| 衆議院(H26.12) | 103,962,784 | 13,152,985 | 12.65 |
| 参議院(H25.7) | 104,152,590 | 12,949,173 | 12.43 |
| 参議院(H16.7) | 102,507,526 | 7,171,390 | 7.00 |

(注) 1 参議院(H28.7)及び衆議院(H26.12)に係る選挙当日有権者数及び期日前投票者数は平成29年1月に総務省選挙部が公表した「目で見える投票率」による。

2 参議院(H25.7)の期日前投票者数は平成28年7月10日発表の第24回参議院議員通常選挙期日前投票の最終結果（選挙期日前日現在）による。

3 参議院(H25.7)の及び参議院(H16.7)の選挙当日有権者数、参議院(H16.7)の期日前投票者数は平成26年6月16日開催の第2回投票環境向上方策等に関する研究会資料による。

3 制度の概要

(1) 期日前投票期間

期日前投票は、法第48条の2第1項により、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができることとされている。

平成28年6月22日に公示され、7月10日が投票期日であった第24回参議院議員通常選挙の期日前投票の期間は、6月23日から7月9日までの17日間であった。

(2) 選挙公報の掲載文

参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に係る選挙公報の掲載文の申請手順は、法第168条第1項及び第3項により、表3のとおり定められている。選挙公報の掲載文の申請は、選挙区選出議員選挙については、都道府県選挙管理委員会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会に、比例代表選出議員選挙は中央選挙管理会に、公示のあった日から2日間に文書で申請することとされている。

表 3 参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載文の申請手順

| 選挙の区分 (根拠条文) | 掲載文の申請先 | 申請期限 | 申請方法 |
|---------------------------------|-----------------------------|------------------|------|
| 参議院選挙区選出 議員選挙 (法第168条第1項) | 都道府県選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙管理委員会 | 公示又は告示があった日から2日間 | 文書申請 |
| 参議院比例代表選出議員選挙 (法第168条第3項) | 中央選挙管理会 | 公示又は告示があった日から2日間 | 文書申請 |

(注) 法の規定に基づき当局が作成

法第169条第2項により、参議院比例代表選出議員選挙について、中央選挙管理会は、掲載文の写し二通を当該選挙の期日前11日までに都道府県の選挙管理委員会に送付することとされている。

また、法第169条第3項により、都道府県の選挙管理委員会は、中央選挙管理会から送付を受けた掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならないこととされている。

(3) 選挙公報の配布

法第170条第1項に基づき、選挙公報は都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布することとされている。

なお、法第170条第2項に基づき、市町村の選挙管理委員会は、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、選挙の期日前2日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対する配布に代えることができる。

また、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならないこととされている。

(4) 選挙公報のホームページへの掲載

都道府県選挙管理委員会のホームページに選挙公報を掲載することについては、総務省自治行政局から、選挙公報の公職選挙法第 6 条の規定に基づく有権者に対する啓発、周知活動の一環として行うことが可能であるとの見解が示されている。

また、総務省自治行政局は、平成 24 年 3 月に都道府県選挙管理委員会に対し発出した通知において、選挙公報のホームページへの掲載期日は「公示又は告示の日後、選挙管理委員会において掲載データの準備が整った時点で、できるだけ早く掲載することが適当」としており、その後も国政選挙の際に「選挙公報の PDF が準備できた時点で、できるだけ早く追加で選挙公報の PDF を公開する」ことを通知（第 24 回参議院議員通常選挙においては 28 年 6 月に通知）している。

なお、上記の通知においては、都道府県選挙管理委員会が印刷業者から PDF 原稿をいつの時点で入手するかについては特段の定めはない。

(注) 当局調査によれば、都道府県によって、選挙公報の印刷開始前に印刷ゲラを PDF 形式により入手しているところ、選挙公報の印刷が完了した後に印刷業者からホームページ掲載用として PDF 原稿を入手しているところがある。

4 調査結果

前掲の国政モニターからの意見に対し総務省（自治行政局）は、「選挙公報が配布されお手元に届くまでの間でも、印刷原稿の確定以降、各選管によっては HP に掲載したり期日前投票所に備え付けたりしている場合」と回答している。

当局が 6 県の選挙管理委員会及びその 6 県から各 2 市ずつ（政令市 1 市、中核市等 1 市）計 12 市の選挙管理委員会を任意に抽出し、第 24 回参議院議員通常選挙について、県による選挙公報のホームページへの掲載の有無、掲載している場合は掲載期日、市における選挙公報の配布時期及び期日前投票所への備付けの有無とその時期等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 参議院比例代表選出議員選挙に係る選挙公報の作成

平成 28 年の第 24 回参議院議員通常選挙においては、県選挙管理委員会

の職員が6月26日午前10時に総務省内で掲載文の写しを手交され、当該原稿を持ち帰って同日に印刷業者に発注している。

イ 6県における選挙公報のホームページへの掲載

調査した6県では、いずれもホームページに選挙公報を掲載している。

その掲載の期日を見ると、i) 選挙区選出議員選挙分と比例代表選出議員選挙分とで掲載期日が異なるところが2県、ii) 選挙区選出議員選挙分と比例区選出議員選挙分の掲載期日が同一日であるところが4県であった(表4及び5参照)。

○ 選挙区選出議員選挙分と比例代表選出議員選挙分とで掲載期日が異なる2県

上記i)の選挙区選出議員選挙分と比例代表選出議員選挙分とで掲載期日が異なる2県では、いずれかのPDF原稿が整った時点でホームページ掲載している。

○ 選挙区選出議員選挙分と比例代表選出議員選挙分の掲載期日が同一日である4県

他方、選挙区選出議員選挙分と比例代表選出議員選挙分の両方の選挙公報のPDF原稿が整った時点でホームページに掲載している4県のうち、PDF原稿の完成日が判明した1県については、印刷完了日後に印刷業者からホームページ掲載用のPDF原稿を印刷業者から入手している。

表 4 6 県における選挙公報のHP掲載期日及び県の見解等

| 区分 | 県のHP掲載日 | 印刷原稿完成日にHPに選挙公報を掲載した場合の支障等（要旨） | |
|--------------------------|--------------------------|---|---|
| | | 対応の可否 | 想定される支障 |
| 原稿が整ったものから掲載（2県） | C県 選(6/24) 比(6/28) | | |
| | D県 選(6/26) 比(6/28) | | |
| 選挙区・比例の両方の原稿が整ってから掲載（4県） | A県 (6/28) | 現在は、選挙公報の印刷後にHPに掲載しているが、情報を少しでも早く伝えるという観点に立てば、原稿完成後すぐの掲載は可能 | 特に支障はない。 |
| | B県 (6/30) | 選挙の時期は多忙のため約束できないが、原稿完成日の掲載は可能 | 職員の多忙が一番の問題であり、技術的な面などの支障はない。 |
| | E県 (6/29) | 6月26日に比例代表の掲載文の写しを入手後、27日に印刷を開始し、28日の印刷完了後の29日に印刷業者からHP掲載用のPDF原稿を受領している。このため、先に完成する選挙区分の原稿を印刷業者から受け取ることにすれば、先に完成した順にHPに掲載することは可能。 | 選挙区のみ先行して公開した場合、比例代表が公開されないことが原因で苦情が発生するおそれあり。 一方のみの公開は公平性に欠けるのではないか。 |
| | F県 (6/29) | 今後、全国的に選挙区分の選挙公報を早くHPに掲載する方針となれば、その方針に従って検討は可能。 | 特に支障はない。現状は比例代表分と選挙区分の選挙公報のPDFデータを同時に印刷業者から受け取る契約としているため、選挙区分の印刷原稿を早く受け取れるよう仕様書を変更するのみ。 |

(注) 各県の選挙管理委員会からの聴取結果に基づき作成

表 5 選挙区選出議員選挙の選挙公報のHP掲載日

| 区分 | 県 | HP掲載日 | PDF原稿の完成日 | 印刷完了日 | 印刷原稿の完成日 |
|------------------------|----|-------|-----------|-------|----------|
| PDF原稿の完成日が判明した県 | C県 | 6/24 | 6/24 | 6/24 | — |
| | D県 | 6/26 | 6/26 | 6/27 | — |
| | E県 | 6/29 | 6/29 | 6/28 | — |
| (参考) 印刷原稿の完成日が判明した県 | A県 | 6/28 | — | 6/27 | 6/24 |
| | B県 | 6/30 | — | 6/30 | 6/24 |
| | F県 | 6/29 | — | 6/25 | 6/24 |

(注) 各県の選挙管理委員会からの聴取結果に基づき作成

ウ 抽出した 12 市における選挙公報の配布日及び期日前投票所への備付日

総務省（自治行政局）は、国政モニターからの意見に対し「選挙公報が配布されお手元に届くまでの間でも、（中略）各選管によっては期日前投票所に備え付けたりしている場合」があると回答している。

抽出した 12 市における選挙公報の各戸への配布日、期日前投票所への選挙公報の備え付けの有無と備付けが行われた場合の備付日をみたところ、次のとおりであった。

- 選挙公報の各戸への配布日は、早いところで 6 月 28 日、遅いところで 7 月 5 日に開始され同 8 日までとなっている。
- 12 市全て期日前投票所に選挙公報の備付けが行われている。
- 12 市のうち、期日前投票所への備付日が把握できた 9 市についてみたところ、次のとおりであった（表 6 参照）。
 - i) 期日前投票所への備付けが各戸配布の開始日より早いところが 5 市ある一方、各戸配布の開始日に期日前投票所への備付けが行われているところが 4 市あった。
 - ii) 期日前投票所への備付けが各戸配布の開始日より早い 5 市のうち、2 市は、各戸配布日前に選挙公報を備え付けることが可能な理由として、それぞれ、県から区役所に選挙公報が直送されること又は県が委託している印刷業者から直接印刷原稿を受領していることを挙げている。

一方、各戸配布の開始日に期日前投票所への備付けが行われている 4 市の各戸配布の開始日（6 月 28 日又は 7 月 1 日）は、備付日が各戸配布の開始日より早い 5 市の各戸配布開始日（6 月 30 日から 7 月 5 日までの間）よりも比較的早くなっている。

表 6 9市における選挙公報の備付日及び配布日

| 期日前投票所への選挙公報の備付時期 | 市名 (県名) | (参考) | 選挙公報 | |
|----------------------------|------------|------------------|-------------|----------|
| | | 県 HP 掲載日 | 期日前投票所への備付日 | 配布日 |
| 配布開始日より も備付けが早い (5市) | d市 (B県) | 6/30 | 7/1 | 7/5 |
| | i市 (E県) | 6/29 | 6/28 | 7/3 |
| | j市 (E県) | | 6/29 | 7/3 |
| | k市 (F県) | 6/29 | 6/28 | 6/30～7/6 |
| | l市 (F県) | | 6/30 | 7/5～7/8 |
| 配布開始日に備 え付け(4市) | a市 (A県) | 6/28 | 6/28 | 6/28 |
| | b市 (A県) | | 6/28 | 6/28 |
| | c市 (B県) | 6/30 | 7/1 | 7/1 |
| | f市 (C県) | 選：6/24 比：6/28 | 7/1 | 7/1～7/4 |

(注) 各県の選挙管理委員会からの聴取結果に基づき作成

- 9市における期日前投票所への選挙公報の備付日をみると、表7のとおり、県によるホームページ掲載日の前日に備え付けているところが2市、掲載日の当日に備え付けているところが3市、掲載日の翌日に備え付けているところが3市であり、これらの8市は、選挙区選出議員選挙分及び比例代表選出議員選挙分について同様である。一方、残る1市の備付日は、選挙区選出議員選挙分でホームページ掲載日の7日後、比例代表選出議員選挙分でも3日後となっている。

表7 県による選挙公報のHP掲載日から市による期日前投票所への備付けまでの日数

| 区 分 | 市 | 選挙区選出議員選挙 | | | 比例代表選出議員選挙 | | |
|---------------------|----|-------------|-------------------|----------------------|-------------|-------------------|----------------------|
| | | 県のHP 掲載日 | 期日前 投票所 備付日 | HP掲載日 から備付 日まで | 県のHP 掲載日 | 期日前 投票所 備付日 | HP掲載日 から備付 日まで |
| HP掲載日の前日 に備付け | i市 | 6/29 | 6/28 | ▲1日 | 6/29 | 6/28 | ▲1日 |
| | k市 | 6/29 | 6/28 | ▲1日 | 6/29 | 6/28 | ▲1日 |
| HP掲載日の当日 に備付け | a市 | 6/28 | 6/28 | 0日 | 6/28 | 6/28 | 0日 |
| | b市 | 6/28 | 6/28 | 0日 | 6/28 | 6/28 | 0日 |
| | j市 | 6/29 | 6/29 | 0日 | 6/29 | 6/29 | 0日 |
| HP掲載日の翌日 に備付け | c市 | 6/30 | 7/1 | 1日 | 6/30 | 7/1 | 1日 |
| | d市 | 6/30 | 7/1 | 1日 | 6/30 | 7/1 | 1日 |
| | l市 | 6/29 | 6/30 | 1日 | 6/29 | 6/30 | 1日 |
| HP掲載日から数 日経過後備付け | f市 | 6/24 | 7/1 | 7日 | 6/28 | 7/1 | 3日 |
| 備 考 | | 6/24 ～30 | 6/28 ～7/1 | ▲1～ 7日 | 6/28 ～30 | 6/28 ～7/1 | ▲1～ 3日 |

(注) 各県の選挙管理委員会からの聴取結果に基づき作成

エ 期日前投票所への選挙公報の備付方法

抽出した12市の選挙公報の備付方法は、次のとおりである（表8参照）。

i) 施設に配架しているところ

県から送付された選挙公報を期日前投票所が設置された施設に配架し、利用者が自由に手に取って閲覧できる方法（以下「配架」という。）

ii) 職員が所持して閲覧させているところ

県から送付された選挙公報を市職員が所持し、利用者の要望に応じ閲覧させる方法（以下「職員」という。）

iii) 投票所の外で配布しているところ

県から送付された選挙公報を投票所の外で利用者に配布する方法（以下「配布」という。）

選挙公報の期日前投票所での備付け方法の12市の内訳は、次のとおりであり、市によって区々となっている。

i) 配架のみを実施しているところ4市

ii) 職員のみを実施しているところが6市

iii) 配架と職員の両方を実施しているところ1市

iv) 配架と配布の両方を実施しているところ1市

なお、選挙公報の備付けではないが、期日前投票所に設置のパソコンから市職員が県ホームページに掲載の選挙公報を印刷し利用者に配布等する方法をとっているところも2市ある。

表 8 市選挙管理委員会における期日前投票所への選挙公報の備付状況

| 都道府県 | 区市町村 | 期日前投票開始日 | 選挙公報の備付日 | | | 備付方法 | | | 備付場所 | | その他（プリント） |
|------|--|----------|-----------------|---------------|----|------|----|----------------------------------|--------------------------------|---|-----------|
| | | | 期日前投票開始からの日数（日） | 投票日前日までの日数（日） | 配架 | 職員 | 配布 | 期日前投票所 | 期日前投票の期間 | | |
| A 県 | a 市 | 6月23日 | 6月28日 | 5 | 12 | | ○ | 例) 区民センター 例) 地区センター | 6/23～7/9 7/7～7/9 | | |
| | b 市 | 6月23日 | 6月28日 | 5 | 12 | | ○ | 本庁舎、8支所等 | 6/23～7/9 | | |
| B 県 | c 市 | 6月23日 | 7月1日 | 8 | 9 | | ○ | 区役所、総合支所等 | 6/23～7/9 | | |
| | d 市 | 6月23日 | 7月1日 | 8 | 9 | | ○ | 本庁舎、公民館 支所、商業施設 仮設集会所（各1日） | 6/23～7/9 7/1～7/2 7/4～7/8 | | |
| C 県 | e 市 | 6月23日 | 不明 | — | — | | ○ | 区役所 | 6/23～7/9 | ○ | |
| | f 市 | 6月23日 | 7月1日 | 8 | 9 | ○ | ○ | 市役所 地区市民館 | 6/23～7/9 7/2～7/9 | ○ | |
| D 県 | g 市 | 6月23日 | 不明 | — | — | | ○ | 区役所 大学施設 | 6/23～7/9 7/5～7/6 | | |
| | h 市 | 6月23日 | 不明 | — | — | ○ | ○ | 総合センター等 図書館 | 6/23～7/9 7/2 | | |
| E 県 | i 市 | 6月23日 | 6月28日 | 5 | 12 | ○ | | 区役所、出張所 | 6/23～7/9 | | |
| | j 市 | 6月23日 | 6月29日 | 6 | 11 | ○ | | 本庁舎 支所 ⁽¹⁾ | 6/23～7/3 7/4 | | |
| F 県 | k 市 | 6月23日 | 6月28日 | 5 | 12 | ○ | | 区役所、出張所 本庁舎 | 6/23～7/9 7/2 | | |
| | l 市 | 6月23日 | 6月30日 | 7 | 10 | ○ | | 本庁舎 大学施設 | 6/23～7/9 7/5 | | |
| | | | 平均日数 | 6 | 11 | 6 | 7 | 1 | | 2 | |
| (注) | <p>1 上表中、「備付方法」の区分「配架」、「職員」及び「配布」は以下のことを示す。 「配架」：県から送付された選挙公報を利用者が自由に手に取って閲覧できるよう施設に備え付けること 「職員」：県から送付された選挙公報を職員が所持し、利用者の要望により閲覧させること 「配布」：県から送付された選挙公報を投票所の外で利用者に配布すること</p> <p>2 上表中、「その他（プリント）」は、期日前投票所に設置のパソコンから市職員が印刷した選挙公報を利用者に配布等することをいう。</p> | | | | | | | | | | |

5 自治行政局選挙部選挙課の見解

本件の前提として、自治行政局から以下のような考え方が示された。

「民主主義の根幹である選挙を公正・公平に行うために、すべての選挙管理委員会は公職選挙法の規定に厳格に従って選挙を管理執行する必要があり、万一、法令の規定に沿った形で執行できない場合には、選挙そのものが無効となることがあり得るもの。こうしたことから、各選挙管理委員会が選挙人への啓発・周知や投票環境向上などのため、何らかの対応を行う場合には、選挙人間の公平性に十分配慮し、選挙の公正を害することがないように対応する必要がある。」

その上で、当局からの照会に対する自治行政局の回答は、表9のとおりであった。

表9 自治行政局選挙部選挙課の見解

| | 照会事項(改善方策例) | 自治行政局選挙部選挙課回答 |
|---|---|--|
| 1 | 選挙公報は、都道府県選挙管理委員会においてホームページに掲載することとされているが、県における掲載日をみると、印刷原稿の完成日から数日を経過しているものがみられる。選挙公報はいつホームページに掲載すべきか。 また、これまでにホームページへの掲載時期を早めるよう都道府県に要請した経緯はあるか。 | ホームページへの選挙公報の掲載については、平成24年3月に都道府県選挙管理委員会に対し「掲載データの作成等の準備が整った時点で、できるだけ早く掲載」するよう通知しているところであり、その後も国政選挙の際「選挙公報のPDFが準備できた時点で、できるだけ早く追加で選挙公報のPDFを公開する」ことを通知(第24回参議院議員通常選挙においては28年6月に通知)しているところである。 |
| 2 | 市町村選挙管理委員会が都道府県ホームページに掲載されている選挙公報をプリントアウトし、期日前投票に訪れた住民に配布又は閲覧させることの法律上の問題の有無 | 一部の市町村選挙管理委員会においてかかる取扱いを行うことは、選挙が行われる全ての区域における期日前投票間の取扱いに差が生じることとなり、選挙人間の公平・平等を損なうおそれがある。選挙の公正確保の点で課題があることから一般的には妥当でないと考える。 |
| 3 | 現状において紙媒体により都道府県選挙管理委員会に交付している比例代表選出議員選挙に係る選挙公報 | 現状、中央選管において、文書で申請された掲載文を原文のまま印刷することで写しを作成しており、作成に当たっては、文 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>の印刷原稿を、電子媒体により送付する取扱いは可能か。</p> | <p>字や写真のにじみやかすれ、ごみの写り込みがないか等、細部にわたって入念に確認を行い、印刷段階でこれらの問題が生じた場合は印刷をし直すなど原文のままとなるよう慎重に行っている。これは、万一、このような事態が生じた場合、選挙争訟が提起されるおそれがあり、その結果、選挙の結果に異動を及ぼすと判断された場合には、選挙そのものが無効となる可能性もあるためである。</p> <p>文書で申請された掲載文から電子媒体を作成することとした場合、現状と同程度の品質を確保するためには、写しを作成する以上に時間がかかると理解している。また、誤ってデータの上書きを行ってしまうなど文書であれば起こりえないようなリスクを確実に排除する必要がある。</p> |
| 4 | <p>法第 169 条第 2 項に基づき中央選挙管理会は掲載文の写しを都道府県選挙管理委員会に送付することとされているが、中央選挙管理会が当該掲載文の印刷原稿を総務省ホームページに掲載することは可能か。</p> | <p>公職選挙法上、文書図画の頒布による選挙運動は限定されており、また、選挙公報は、候補者間の公平性の観点から都道府県選挙管理委員会において掲載順序をくじで定めるなど厳格な手続きが定められている。</p> <p>これらの手続きに従わずに文書で申請された掲載文やその写しを総務省ホームページに掲載することは、法律に定められた手段以外の選挙運動手段を認めることとなりできないと考える。</p> |

(注) 総務省自治行政局の回答、説明に基づき作成